

第2回 秋田県子どもの貧困解消対策推進計画策定委員会 議事要旨

1 開催概要

開催日時：令和7年10月31日（金）13：30～15：30

開催場所：議会棟2階 特別会議室

出席者：9名

2 議事

（1）協議事項1：第1回策定委員会での意見について

①特別な配慮が必要な子どもへの対応について（吉村委員）

事務局（幼保推進課）より

- ・ 保育施設等では障害児や特別な配慮が必要な子どもが増加しており、施設の努力により職員配置を含め、工夫しながらきめ細かな個別の支援を実施している。
- ・ 県は国の制度に基づき特別支援教育への支援を実施している。障害児保育にかかる経費は市町村に対し国から交付税措置が行われ、市町村が主体となって支援している。
- ・ しかし、現行の補助では、障害児等のために施設が加配している保育士等の人工費に見合っていないことから、国に対し実態に即した支援の拡充を求めている。
- ・ また、県では、市町村と連携し障害児保育を行う施設に対し、財政的な支援ができないか現在検討中である。
- ・ その他、研修を通じて職員の理解促進や実践力の向上を支援しているほか、教育・保育アドバイザーなどが施設を訪問し指導助言を行っている。

②養育費確保の対策について（笈川委員）

事務局（地域・家庭福祉課）より

- ・ 弁護士に依頼するための調停申し立て費用助成の上限額（6万円）が低すぎるという意見については、他県と比較して秋田県の上限額が際立って低いわけではないが（例：青森県6万円、高知県6万円、滋賀県5万円）、実態として上限額を大きく上回る負担が生じている。
- ・ この制度は、養育費確保の推進に加え、ひとり親の負担軽減も目的としているため、財源確保や過去の受給者とのバランスなどの課題はあるものの、上限額の引き上げに向け、財政当局とも協議しながら前向きに検討していきたい。

③生活困窮者自立支援制度の支援調整会議について（笈川委員）

事務局（地域・家庭福祉課）より

- ・ 市の福祉事務所で行われる支援会議に法律関係者が参加している状況に対し、郡部での状況について確認した。
- ・ 支援会議は年間1回から12回程度開催されており、主な構成メンバーは福祉部門を中心とした地域専門機関の担当者である。

- ・ 県内の4つの福祉事務所の支援会議には、法律関係者はメンバーに入っていない。ただし、個別の案件に対しては、法テラスや地域の無料法律相談へ繋ぐ等の対応を行っている。
- ・ 郡部では相談件数自体が少なく、また、生活困窮者自立支援制度を利用したがらないといった実態があり、支援調整会議の対象に上がりにくいという課題がある。

【協議事項1に関する主な意見交換】

笈川委員：生活困窮者自立支援制度について、郡部で利用したがらない傾向があるのは、そもそも制度の認知度が低いのではないか。

安達委員：郡部では地域の繋がりが残っており、民生委員や社協等で、行政の仕組みに上がる前に問題が解決されているケースもあるのではないか。フードドライブや緊急小口貸付の伸びはあるため、引き続き都市部との差を注視する必要がある。

(2) 協議事項2：第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（素案）及びアンケート調査結果の概要について（事務局説明）

①アンケート調査結果概要

- ・ **保護者向け調査結果**：教育支援、特に低額または無料の学習支援や体験機会の提供の重要性が示された。大学進学には経済的理由が障壁のひとつとなっている。また、習い事をしない主な理由としても経済的理由が挙げられている。学習支援事業は認知度が低く、利用しない理由には地理的・時間的制約が考えられるため、ニーズに応じた提供方法の検討が必要である。
- ・ **中学生・高校生向け調査結果**：6割以上が高等教育への進学意欲を持つ一方で、進路への不安として「学力が足りるか」「資金が足りるか」が上位となつた。学力面と経済面の両方の支援が重要である。
- ・ **小学生向け調査結果**：こども食堂は、地域での居場所のひとつとなっている。こどもたちが希望する利用頻度は月に数回だが、現状の開催回数は月1回程度が多く、開催回数を増やすよう支援することが重要である。
- ・ **民間支援団体向け調査結果**：最大の課題は活動資金の確保と、支援を必要とする家庭への周知広報であった。

②第3次計画素案の主なポイント

第2次計画の指標は概ね目標を達成する見込みであり、一定の成果を収めたと評価している。貧困と格差の解消、地域間の支援の格差解消を引き続き重要課題とし、第2次計画を継承することを基本とする。

・ ポイント1：こどもの貧困の実態把握

- 貧困の「見えづらさ」や、相対的貧困率の都道府県単位での算出が困難であることから、第3次計画では、就学援助率（経済的に就学が困難と認められる小・中学生の保護者への補助制度）を、こどもの貧困状況を捉える客観的な目安の一つとして明確に位置づける。

・ ポイント2：法改正を踏まえた多様な体験の取り組みの明確化

- 法改正により、多様な体験の機会を得られないことのないよう支援することが目的として明確化された。
- 第3次計画では、体験活動の機会を提供する事業を重点的な取り組みの一つとして明確に位置づける（「④ 多様な体験活動を通じたこどもの成育支援」に追加）。

- その他、既存事業であった福祉医療費助成事業や、養育費の受領率向上に
関わる養育費確保手続費用助成事業を、第3次計画に明記した。

【協議事項2に関する主な意見交換】 ○委員 ●事務局

就学援助制度について

○三浦委員：

就学援助を受けていたこどもたちがその後、高校や大学でどのような進路を辿っているか把握しているか。

●事務局：

就学援助は市町村事業であり、県としてその後の個別の進学状況のデータは持ち合わせていない。

○三浦委員：

生活福祉資金運営委員会を見ていると、15歳や18歳くらいのこどもが生活福祉資金を申し込んでいる実態があり、こどもが小さい頃から借金を背負う状況を懸念している。高校生に対する就学支援金や奨学給付金などの給付制度は、周知されているのか。

●事務局：

高校生に対しても、就学支援金や奨学給付金（授業料以外の負担軽減制度）があり、所得に応じて支援する体制になっている。制度自体は周知されている。

就学援助の直接支払い拡大について

○笈川委員：

就学援助金が一旦保護者に支払われることにより、本来の使途以外に流用されてしまう事例があった。経済的支援策として、保護者を経由せず学校等へ直接支払う制度の拡大を計画に盛り込んでほしい。

●事務局：

事業自体は市町村が実施しているため、どのような体制となっているか確認したうえで検討を進めていきたい。

修学旅行費用の負担について

○谷口委員：

修学旅行の費用、特にお小遣いが高騰しており（3万円など）、児童養護施設の「特別育成費」の枠を超える状況になっている。貧困世帯のこどもが他の生徒と同じような体験ができない可能性があり、修学旅行費用の負担軽減策について、県に確認したい。

●事務局（義務教育課）：

学校現場でも費用の上昇を実感しており、保護者の持ち出しが増えている状況は認識はしているものの、経費補助については確認が必要である。

多様な体験活動の推進について

○駒ヶ嶺委員長：

ニューノーマルに対応した体験活動構築と、教育施設とセカンドスクール的利用の推進について補足説明をお願いしたい。

●事務局（生涯学習課）：

学校以外での地域住民（親子含む）を対象とした体験プログラムの構築（例：少人数活動、防災教育）及び学校教育課程以外での社会教育施設の利用（セカンドスクー

ル的利用）を推進していく。

○谷口委員：

県南の少年自然の家が冬季閉鎖期間（11月～3月）に入る中で、年間を通じた体験活動、特に秋田ならではの雪を楽しむ活動をどのように実現していくのか。

●事務局（生涯学習課）：

冬季閉鎖期間中も職員は滞在しており、土日等の主催事業として親子向けや雪を楽しむイベントを引き続き実施していく予定である。

●事務局（地域・家庭福祉課）：

体験機会の提供は行政だけでなく民間団体の力添えも必要であり、誕生日を祝ってもらえないなど、身近なところでの体験不足をカバーするためにも、第3次計画に「あきた子ども応援ネットワーク」を通じて、多様な体験機会の提供を行う民間活動を支援していく旨を明記した。

柔道着・制服の負担軽減について

○矢倉委員：

生活困窮世帯の負担軽減として、柔道着の購入費が負担となっており、学校側での購入または学校でのレンタルなどを検討してほしい。制服やおさがりへのニーズは高い。

児童養護施設の進学率の指標について

○谷口委員：

入所年齢の高齢化や、本人が基礎学力を考慮した上で高卒後に就職を希望するケースも多いため、本人の意向にも配慮しつつ指標を捉えるべきではないか。

●事務局（地域・家庭福祉課）：

指標の捉え方について今後認識をすり合わせたい。

児童手当の確実な支給について

○笈川委員：

別居後に児童手当の受給権が同居親に円滑に変更されないなど、手続きや運用上の問題があるとし、同居親に確実に支給されるような運用の徹底を計画に盛り込んでほしい。

●事務局（地域・家庭福祉課）：

意見をもとに検討を重ねていきたい。

(3) 今後のスケジュール

12月にパブリックコメントを実施する。その後、1月に第3回策定委員会を開催し、計画案について協議する。3月に計画の公表を予定している。

(4) 閉会